

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年2月12日
【四半期会計期間】	第46期第3四半期（自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日）
【会社名】	株式会社アイビー化粧品
【英訳名】	IVY COSMETICS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白銀 浩二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂六丁目18番3号
【電話番号】	03（3568）5151（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部 部長 兼 経営管理部 部長 中山 聖仁
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂六丁目18番3号
【電話番号】	03（3568）5151（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部 部長 兼 経営管理部 部長 中山 聖仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第3四半期 累計期間	第46期 第3四半期 累計期間	第45期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 12月31日	自令和2年 4月1日 至令和2年 12月31日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日
売上高 (千円)	2,509,410	2,178,566	3,832,236
経常利益又は経常損失 () (千円)	312,287	412,062	24,982
四半期純損失 () 又は当期純利益 (千円)	269,455	371,771	45,906
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,304,200	1,304,200	1,304,200
発行済株式総数 (千株)	5,604	5,604	5,604
純資産額 (千円)	1,191,008	1,142,542	1,501,513
総資産額 (千円)	4,706,225	4,163,706	4,871,463
1株当たり四半期純損失 () 又は1株当たり当期純利益 (円)	75.69	102.09	4.12
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	25.3	27.3	30.8

回次	第45期 第3四半期 会計期間	第46期 第3四半期 会計期間
会計期間	自令和元年 10月1日 至令和元年 12月31日	自令和2年 10月1日 至令和2年 12月31日
1株当たり四半期純損失 () (円)	80.71	56.52

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、該当事項はありません。

4. 「1株当たり四半期純損失又は1株当たり当期純利益」の算定上、従業員向け株式交付信託及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

5. 第45期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第46期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 1株当たり四半期純損失又は1株当たり当期純利益は、四半期純損失又は当期純利益からA種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

(会社の経営に重要な影響を及ぼす重要事象等)

当社は、前々事業年度において、「売上高の著しい減少」「重要な営業損失、経常損失、当期純損失の計上」「新たな資金調達の困難性」「A種優先株式に対する配当の見送り」といった継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような重要事象又は状況が存在し、前事業年度においても、営業損失を計上し、「新たな資金調達の困難性」「A種優先株式に対する配当の見送り」といった重要事象又は状況が存在しました。また、当第3四半期累計期間においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、「売上高の著しい減少」という重要事象又は状況が存在しました。

売上高の著しい減少

当社は、前々事業年度において、売上高が前年比40.7%減となりました。当社では247社ある販売会社に出荷した時点で売上高を計上しているため、販売会社の仕入政策により当社の売上は大きく影響を受けます。前事業年度におきましては、販売組織における在庫調整がある程度進み、売上高が3,832百万円(前々事業年度比14.8%増)と持ち直しました。一方、当第3四半期累計期間においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上高が2,178百万円(前年同四半期累計期間比13.2%減)となりました。

重要な営業損失、経常損失、当期純損失の計上

当社は、前々事業年度において、営業損失989百万円、経常損失1,035百万円、当期純損失1,036百万円を計上いたしました。前事業年度においては、売上高が持ち直してきたものの、営業損失を54百万円計上いたしました。また、当第3四半期累計期間においては、営業損失387百万円、経常損失412百万円、四半期純損失371百万円を計上いたしました。

新たな資金調達条件の悪化

財務面においては、前々事業年度の業績不振及び理由として、従前と比べ資金調達の条件が悪くなってまいりました。前事業年度及び直近における当社の経営努力により、主力取引銀行の協力も得て、必要な資金の調達を少し行えるようになってまいりました。また、当第3四半期累計期間においては、資産売却等も行いましたが、当社が考えている十分な資金供給を受けられるまでには至っておりません。

A種優先株式に対する配当の見送り

当社は、平成30年12月にA種優先株式1,000百万円を発行いたしました。前事業年度の経営状況を踏まえ、二期連続で普通株式配当の見送りに合わせ、当該A種優先株式に対する優先配当を見送りました。

(会社の経営に重要な影響を及ぼす重要事象等に対する分析・検討内容及び解消・改善するための対応策)

当社は、前述のとおり、前々事業年度、前事業年度及び当第3四半期累計期間において、「売上高の著しい減少」「重要な営業損失、経常損失、当期純損失の計上」「新たな資金調達の困難性」「A種優先株式に対する配当の見送り」といった重要事象等が存在します。

前々事業年度における売上高の著しい減少については、強化製品である「レッドパワー セラム」及び「ホワイトパワー セラム」の販売会社による在庫調整が主要因であり、前事業年度においては、「レッドパワー セラム」(対前事業年度比44.9%増)及び「ホワイトパワー セラム」(対前事業年度比25.3%増)はそれぞれ受注数量が回復しました。また、強化製品以外のレギュラー製品は前事業年度において対前々事業年度比13.9%増と堅調でありました。第2四半期累計期間までは、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、前年同四半期累計期間比24.8%減少となっており、再び苦戦しました。強化製品「レッドパワー セラム」の受注数量が前年同四半期累計期間比64.9%となり、既存レギュラー製品も大苦戦しました。

一方、当第3四半期会計期間においては、売上高は前年同四半期会計期間比141.9%と回復してきております。

当社が販売会社より収集している決算報告書では、販売会社の売上高は下げていることから、第2四半期累計期間までは主に在庫調整による影響であると考えております。そのため、販売会社の在庫水準は下がってきており、当第3四半期会計期間における売上回復は、その証左だとみております。ただし、当第3四半期累計期間の売上高は、前年同四半期累計期間比13.2%減と減収となっております。

今後、新型コロナウイルス感染症の流行及びそれともなう緊急事態宣言による影響に不確実性があるものの、徐々に販売活動を再開していくことにより、通期においては売上高をある程度回復出来ると見込んでおります。第4四半期会計期間においては、新メークシリーズ「チュリエ」や新整容器「キレイオン」などの売上が見込まれ、

レギュラー製品も堅調に推移すると考えております。引き続き、研行動員の強化、新製品の拡販施策、強化製品のキャンペーン施策などの販売支援を積極的に行い売上高の回復を図ってまいります。

また、販売会社等における流通在庫については、その状況の把握に努めるとともに、販売会社ごとに与信枠を設定する等により、販売組織において過剰在庫とならないように防止策を行ってまいります。

損益状況につきましても、一時的な売上高減少にも耐えられる収益構造とするために、経費の節減に努めております。当第3四半期累計期間においては、売上高は減収だったものの、販売費及び一般管理費が前年同四半期累計期間比422,059千円減少しており、損益が少しでもよくなるように努力しております。経費削減効果は通期を通じて損益を改善させると考えております。

また、上記対応に加えて、財務面においても、コベナンツ等の条件付ではありますが、平成31年3月には長期借入金400百万円の借入、また、令和元年12月には短期借入金380百万円の借入、第2四半期累計期間においては、令和2年4月に短期借入金100百万円、令和2年8月及び9月にはセーフティネット等により、長期借入金をそれぞれ160百万円、40百万円の調達を行うことが出来ました。また、手元流動性を高めるために、当第3四半期累計期間においては、政府支援策に応じて「税金等の猶予」等の申請を行い、許可を得ております。さらに、投資不動産の売却も行い、令和2年11月には新株予約権の発行も行いました。引き続き、在庫の削減と経費の削減を行い、キャッシュ・フローの改善に努めてまいります。

配当については、A種優先株式、普通株式とも配当を見送っております。まずは毀損した自己資本とキャッシュ・フローの回復に努めてまいります。販売組織における販売状況は決して悪くないことから、短い期間で収益力を回復出来ると考えております。

以上の必要な措置を講じることにより、今後も「健全な財務基盤」を回復できると考えておりますので、継続企業的前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期会計期間末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、国内外の新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済活動への影響や金融市場の変動等の影響を注視する必要があるものの、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、もち直しが期待されています。

このような状況のもとで、当社は企業理念「愛と美と豊かさの実践と追求」に基づき、コア事業である訪問販売領域の販売組織満足を獲得するとともに、すべてのステークホルダーの満足度向上を目指し、企業活動に邁進してまいりました。

当第3四半期会計期間においては、販売組織づくりの推進、稼働率向上を継続して実施し、販売組織の「レッドパワー セラム」を中心とした実売促進を徹底し新規顧客の拡大、及び顧客満足の向上に努めてまいりました。

「レッドパワー セラム」は販売強化の結果、実売は進んでおりますが、同期間での追加受注が修正計画に対して乖離しました。また、当第3四半期会計期間において、新製品の発売はありませんでしたが、美顔器をはじめとした強化製品、第4四半期会計期間に発売を予定している新製品（テスター）の販売組織内先行発売品は計画した数量を受注でき、主力スキンケア製品の売上も前年同四半期比7%増～50%増で推移しました。その結果、当第3四半期会計期間の売上高は前年同四半期比41.9%増となりました。ただし、当第3四半期累計期間の売上高は、第2四半期累計期間までの落込分までカバーするには至らず、前年同四半期累計期間比13.2%減と減収になりました。

利益面におきましては、当第3四半期累計期間の原価率が38.5%（前年同四半期累計26.1%）となり、売上総利益は27.7%減少しました。これは、美顔器、健康食品及びメイクアップ等、原価率が高めの仕入製品が中心である新製品が計画した数量に近い金額を受注できている反面、「レッドパワー セラム」とレギュラー製品の予実の乖離が原価率を押し上げている主な要因となっております。また、この期間は例年売上高が少なく、営業損益、経常損益、当期純損益とも赤字であることが多く、経費使用方針に基づく予実管理を継続徹底し、販売費及び一般管理費を前年同四半期会計期間比で9.8%削減しましたが、当第3四半期会計期間の営業損失は229,763千円（前年同四半期営業損失358,304千円）、経常損失240,251千円（前年同四半期経常損失362,710千円）、四半期純損失210,780千円（前年同四半期純損失304,174千円）となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高2,178,566千円（前年同四半期比13.2%減）、営業損失387,748千円（前年同四半期営業損失295,266千円）、経常損失412,062千円（前年同四半期経常損失312,287千円）、税金費用を78,511千円（うち法人税等調整額64,034千円）計上した結果、四半期純損失371,771千円（前年同四半期純損失269,455円）となりました。

財政状態の状況

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は2,227,237千円(前事業年度末は2,501,526千円)となり、前事業年度末に比べ274,289千円減少しました。これは主に、現金及び預金が259,856千円、棚卸資産が156,765千円、未収入金が91,226千円、その他流動資産が5,493千円増加したものの、売掛金が791,032千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は1,935,998千円(同2,367,342千円)となり、前事業年度末に比べ431,343千円減少しました。これは主に、投資不動産の売却により投資その他の資産が389,916千円、ソフトウェアが12,465千円減少したことによるものであります。

(繰延資産)

当第3四半期会計期間末における繰延資産の残高は469千円(同2,594千円)となり、前事業年度末に比べ2,124千円減少しました。これは、社債発行費を2,124千円償却したことによるものであります。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は1,988,482千円(同2,091,797千円)となり、前事業年度末に比べ103,314千円減少しました。これは主に、支払手形及び買掛金が91,314千円、未払金が41,851千円、未払法人税等が22,822千円増加したものの、短期借入金が264,264千円、1年内償還予定の社債が20,000千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債の残高は1,032,681千円(同1,278,153千円)となり、前事業年度末に比べ245,472千円減少しました。これは主に、長期借入金が25,490千円増加したものの、定時償還などで社債が266,000千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は1,142,542千円(同1,501,513千円)となり、前事業年度末に比べ358,970千円減少しました。これは主に、新株予約権が5,497千円増加したものの、四半期純損失を371,771千円計上したことによるものです。この結果、自己資本比率は、27.3%(同30.8%)となりました。

経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

研究開発活動

当第3四半期累計期間における当社の研究開発活動の金額は、118,495千円であります。

なお、当第3半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当第3四半期会計期間末現在において判断したものであります。

当第3四半期累計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当第3四半期累計期間の経営成績等は、上記記載のとおりですが、経営者が判断している重要な指標等につきまして、補足いたします。

a. 上代売上（小売価格ベース）と下代売上（会計上の売上）の関連性について

当社は、売上に対する利益のレバレッジが高いという特徴を持っているため、目標売上高の達成を最重要視しております。当社は、販売会社と小売価格ベースである上代売上で目標を共有化しております。通常、上代売上に対する商品売上（下代売上）の平均掛率は36～40%です。この掛率は、販売契約で定めておりますので、大きく変動することは少ないですが、総じて上代売上高の好調な時は低く、上代売上高が不調な時は高くなる傾向があります。会計上の売上は、商品売上（下代売上）から売上割戻額を引いて算出いたします。

当第3四半期累計期間における上代売上高は、新型コロナウイルス感染症流行及び緊急事態宣言の影響を受け、4,795,896千円（前年同四半期累計期間は6,294,841千円）でした。当社としては、上代売上目標を販売組織とともに達成することを最重要視しております。

b. 経営重要指標（KPI；Key Performance Indicator）について

経営重要指標（KPI）として、棚卸資産回転期間、自己資本比率、売上高経常利益率を経営状況のバランスを測る指標としております。

棚卸資産回転期間については、11.7ヶ月（前事業年度末12.3ヶ月）と、棚卸回転期間が短くなりました。これは、当第3四半期累計期間において新製品の発売に向けて仕入額が増加したものの、原価が膨らんだことによるものです。引き続き、正常な水準（目標6.0ヶ月）に戻せるように取り組んでまいります。

自己資本比率につきましては、27.3%（前事業年度末30.8%）となりました。これは、総資産の圧縮に努めているものの、当第3四半期累計期間において四半期純損失を371,771千円計上したことによるものです。引き続き、正常な水準（目標60.0%）に戻せるように取り組んでまいります。

売上高経常利益率につきましても、18.9%（前年同四半期累計期間 12.4%）となりました。これは、経費節減に努め経常損益は改善したものの、売上高が前年同四半期累計期間比13.2%減収になったことにより、経常損失を計上したことによるものです。引き続きKPIの数値を正常な水準（目標15.0%）に戻せるように取り組んでまいります。

c. 研修動員数

当社の経営成績に重要な影響を与える要因の一つとして、販売組織における研修動員数が重要であると考えております。しかしながら、当第3四半期累計期間におきましては、新型コロナウイルス感染症の流行ならびにそれに伴う緊急事態宣言の影響を受け、集合研修の中止、延期を余儀なくされました。その結果、理念研修としての「SA研修」の新規動員は485名（前年同四半期累計期は1,125名）、美容研修としての「美容教室」の新規動員1,675名（前年同四半期累計期は4,213名）と大幅に減少しました。今後については、新型コロナウイルス感染症対策をとりながら、徐々に動員数の回復を図ってまいります。

d. 流通在庫

当社の経営成績に重要な影響を与えるもう一つの要因としては、販売会社の経営状態であると考えております。販売組織における流通在庫は、ヒアリングにより大まかな把握を行っております。当第3四半期会計期間末におきましては、前事業年度末よりも流通在庫は減少していると推定しておりますが、一部に製品の偏りはあるものの、適性水準に近づいてきたと考えております。一方、販売組織の実売状況は、新型コロナウイルス感染症の流行にもかかわらず、粘り強い販売力を維持しております。販売会社から提出された決算書の売上高合計は増収の状況です。引き続き販売組織における実売金額の伸長が重要と考えております。過剰流通在庫については、一部販売会社を除きほぼ解消しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報
当社が判断しているキャッシュ・フローの状況につきまして、補足いたします。

a. キャッシュ・フロー分析

当第3四半期会計期間末において、現預金残高は304,602千円（前事業年度末比259,856千円増）となりました。新型コロナウイルス感染症の流行ならびにそれに伴う緊急事態宣言の影響を受け販売会社における販売活動は制限を受けているものの、粘り強い販売力を維持していること、また政府支援による持続化給付金等で販売組織におけるキャッシュポジションが改善しており、売掛金の入金も順調に行われました。

また、販売費及び一般管理費は、前年同四半期累計期間比422,059千円減少していること、さらに、投資不動産の売却を行い、新型コロナウイルス感染症に対する政府施策による「各種税金等の猶予」「セーフティネット等による借入」が認められたこともあり、資金繰りは徐々に改善しつつあります。

さらに、令和2年11月30日に新株予約権を発行し、今後の当社の成長資金調達の足掛かりを用意致しました。

今後については、仕入及び経費支出を抑えるのは勿論ですが、新型コロナウイルス感染症流行に伴う不安定要因が継続していることから、手元流動性を積み増すことを重要と考えており、引き続き経費を抑えていく方針です。取引銀行の協力も得られており、必要な資金繰りは確保しております。当社といたしましては、引き続き悪化した財務内容の改善に全力で取り組んでまいります。

b. 資本の財源について

当社の資本の財源については、資本金、資本剰余金及び利益準備金等によって構成されております。当第3四半期会計期間末におきましては、四半期純損失を371,771千円計上したことにより、当第3四半期会計期間末の純資産は1,142,542千円となりました。また、令和2年11月10日開催の取締役会において、三田証券株式会社を割当先とする第三者割当の方法による第1回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第2回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）の発行を行うことについて決議し、令和2年11月30日付で発行致しました。

配当政策については、将来のビジネス環境の変動にもそなえるため、当面は内部留保を優先し、今後については、収益の状況を勘案しながら、利益還元を行う方針です。

3【経営上の重要な契約等】

当社は、令和2年11月10日開催の取締役会において、以下のとおり、三田証券株式会社（以下、「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第1回新株予約権（行使価額修正条頂付、以下「本第1回新株予約権」といいます。）及び第2回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付、以下、「本第2回新株予約権」といいます、本第1回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて決議し、令和2年11月30日付で発行いたしました。その概要は以下のとおりであります。

本新株予約権の概要

(1) 割当日	令和2年11月30日
(2) 発行新株予約権数	9,800個 本第1回新株予約権 5,000個 本第2回新株予約権 4,800個
(3) 発行価額	総額5,497,200円 (本第1回新株予約権1個につき894円、本第2回新株予約権1個につき214円)
(4) 当該発行による潜在株式数	980,000株(新株予約権1個につき100株) 本第1回新株予約権 普通株式 500,000株 本第2回新株予約権 普通株式 480,000株 本第1回新株予約権及び本第2回新株予約権の下限行使価額はいずれも600円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は980,000株です。
(5) 調達資金の額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	1,202,497,200円(差引手取金概算額:1,164,427,200円) (内訳) 本第1回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 4,470,000円 新株予約権行使による調達額: 333,000,000円 本第2回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 1,027,200円 新株予約権行使による調達額: 864,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。

<p>(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額</p> <p>本第 1 回新株予約権 666円</p> <p>本第 2 回新株予約権 1,800円</p> <p>本第 1 回新株予約権については、当社は、行使価額の修正が行われるものとし、割当日以後、本第 1 回新株予約権の発行要項第17項に定める本第 1 回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が600円（以下、「下限行使価額」といい、本第 1 回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>本第 2 回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第 2 回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第 2 回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができますものとし、この場合の行使価額は、各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（修正日価額）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が600円（下限行使価額。本第 2 回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法 (割当先)</p>	<p>三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行いました。</p>
<p>(8) 本新株予約権の行使期間</p>	<p>本第 1 回新株予約権及び本第 2 回新株予約権いずれも、令和 2 年12月 1 日から令和 5 年12月 1 日まで</p>
<p>(9) 資金の使徒</p>	<p>新製品開発資金及びマーケティング費用</p>
<p>(10) その他</p>	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買受契約（以下、「本買受契約」といいます。）を締結致しました。</p> <p>本買受契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が割当先の本買受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨の規定を策定いたしました。</p>

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
A種優先株式	1,000,000
計	17,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (令和2年12月31日)	提出日現在発行数(株) (令和3年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,104,000	5,104,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
A種優先株式	500,000	500,000	非上場	単元株式数 100株{注}
計	5,604,000	5,604,000	-	-

(注) A種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 優先配当金、累積条項、非参加条項

- 当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該普通株式配当に先立ち、A種優先株式1株につき、次項に定める額の剰余金の配当(以下「A種優先配当」という。)を行う。
- A種優先配当金の額は、1株につき60円とし、金銭で支払うものとする。なお、A種優先株式が発行された事業年度におけるA種優先配当の額は、1株につき60円を、A種優先株式発行日の翌日から当該事業年度の末日までの日数に応じて、1年を365日とする日割り計算により算出した額(少数部分については、切捨ての額)とする。
- 当社は、毎事業年度の末日、毎年9月30日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、前項で定められた額を上限として、取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「A種無配時優先配当」という。)を行うことができる。
- A種優先配当又はA種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当社は、その不足額を累積し、翌期以降第1項から第3項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当又はA種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「A種累積未払配当」という。)を行う。
- 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当、A種無配時優先配当及びA種累積未払配当以外の剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

- 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録質権者に先立って、「A種累積未払配当」不足額を支払う。
- 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、「A種累積未払配当」支払いのほか、A種優先株式1株につき、普通株式と同順位で、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。ただし、分配可能な残余財産が、A種優先株式払込金に相当する金額を超える場合には、普通株主に先立ち、A種優先株式払込金に相当する金額を支払い、それ以上の残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株式を有する株主は、株主総会において決議すべきすべての議案について議決権を有しないものとする。

(4) 種類株主総会

1. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
2. 定款第20条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。
3. 定款第21条、第22条及び第24条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
4. 定款第23条の規定は、会社法第324条の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

(5) 金銭を対価とする取得請求権

1. 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、次項に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる(当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。
2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、以下の算式による取得価額とする。
[算式] A種優先株式1株当たりの取得価額 = [A種優先株式1株当たりの払込金額] + [A種優先株式発行の翌日から金銭対価取得条項取得日までの日数に応じて、1年につき60円の割合による金額(1年未満の期間部分については1年を365日とする日割り計算によるものとする。)] - [当社がA種優先株式につき支払ったA種優先配当、A種無配時優先配当及びA種累積未払配当の合計額]

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

1. 当社は、普通株式の分割又は併合を行う場合及び法令に定める場合を除き、A種優先株式につき株式の分割又は併合を行わない。普通株式の分割又は併合を行う場合には、A種優先株式も同様の比率で分割又は併合を行い、定款第12条及び第13条に定める事項も、合理的な割合で調整されるものとする。
2. A種優先株式に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得することについては、当社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の事項

当社は、当社定款第6条、第8条、第12条から第17条に定めるほか、A種優先株式に関する事項について、これをA種優先株式の発行に先立って、取締役会の決議で定める。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、令和2年11月10日開催の取締役会において、以下のとおり、三田証券株式会社(以下、「割当先」といいます。)を割当先とする第三者割当の方法による第1回新株予約権(行使価額修正条項付、以下「本第1回新株予約権」といいます。)及び第2回新株予約権(行使価額修正型新株予約権転換権付、以下、「本第2回新株予約権」といい、本第1回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)の発行を行いました。その内容は以下のとおりであります。

(1) 割当日	令和2年11月30日
(2) 発行新株予約権数	9,800個 本第1回新株予約権 5,000個 本第2回新株予約権 4,800個
(3) 発行価額	総額5,497,200円 (本第1回新株予約権1個につき894円、本第2回新株予約権1個につき214円)

<p>(4) 当該発行による 潜在株式数</p>	<p>980,000株 (新株予約権 1 個につき100株)</p> <p>本第 1 回新株予約権 普通株式 500,000株</p> <p>本第 2 回新株予約権 普通株式 480,000株</p> <p>本第 1 回新株予約権及び本第 2 回新株予約権の下限行使価額はいずれも600円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は980,000株です。</p>
<p>(5) 調達資金の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)</p>	<p>1,202,497,200円 (差引手取金概算額 : 1,164,427,200円)</p> <p>(内訳)</p> <p>本第 1 回新株予約権</p> <p>新株予約権発行による調達額 : 4,470,000円</p> <p>新株予約権行使による調達額 : 333,000,000円</p> <p>本第 2 回新株予約権</p> <p>新株予約権発行による調達額 : 1,027,200円</p> <p>新株予約権行使による調達額 : 864,000,000円</p> <p>差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。</p>
<p>(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額</p> <p>本第 1 回新株予約権 666円</p> <p>本第 2 回新株予約権 1,800円</p> <p>本第 1 回新株予約権については、当社は、行使価額の修正が行われるものとし、割当日以後、本第 1 回新株予約権の発行要項第17項に定める本第 1 回新株予約権の各行使請求の効力発生日 (以下、「修正日」といいます。) の直前取引日の株式会社東京証券取引所 (以下、「東京証券取引所」といいます。) における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額 (以下、「修正日価額」といいます。) が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が600円 (以下、「下限行使価額」といい、本第 1 回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。) を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>本第 2 回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第 2 回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第 2 回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができますものとし、この場合の行使価額は、各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額 (修正日価額) が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が600円 (下限行使価額。本第 2 回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。) を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p>

(7) 募集又は割当方法 (割当先)	三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行いました。
(8) 本新株予約権の行使期間	本第1回新株予約権及び本第2回新株予約権いずれも、令和2年12月1日から令和5年12月1日まで
(9) 資金の使徒	新製品開発資金及びマーケティング費用
(10) その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買受契約（以下、「本買受契約」といいます。）を締結致しました。 本買受契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が割当先の本買受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨の規定を策定いたしました。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和2年10月1日～ 令和2年12月31日	-	5,604,000	-	1,304,200	-	843,800

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和2年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和2年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 500,000	-	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,140,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,934,900	39,349	-
単元未満株式	普通株式 28,600	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,604,000	-	-
総株主の議決権	-	39,349	-

(注) A種優先株式の内容につきましては、(1)株式の総数等 発行済株式 を参照ください。

【自己株式等】

令和2年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社アイピー化粧品	東京都港区赤坂6丁目18番3号	1,140,500	-	1,140,500	20.35
計	-	1,140,500	-	1,140,500	20.35

(注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が600株(議決権の数6個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

2. 令和2年12月31日現在の実質所有の自己株式数は、1,140,518株であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（令和2年10月1日から令和2年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、東光監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和2年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	44,745	304,602
受取手形及び売掛金	1,449,008	657,975
商品及び製品	399,746	560,090
仕掛品	8,779	11,695
原材料及び貯蔵品	599,744	593,249
未収入金	13,877	105,103
その他	67,065	72,559
貸倒引当金	81,440	78,039
流動資産合計	2,501,526	2,227,237
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	259,925	249,813
土地	515,132	509,472
その他(純額)	84,897	72,367
有形固定資産合計	859,955	831,653
無形固定資産	53,963	40,839
投資その他の資産		
前払年金費用	405,284	444,115
繰延税金資産	304,550	240,516
投資不動産(純額)	333,475	-
差入保証金	324,750	324,441
その他	180,647	135,656
貸倒引当金	95,284	81,223
投資その他の資産合計	1,453,423	1,063,506
固定資産合計	2,367,342	1,935,998
繰延資産		
社債発行費	2,594	469
繰延資産合計	2,594	469
資産合計	4,871,463	4,163,706

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和2年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	354,613	445,927
短期借入金	654,668	390,404
1年内償還予定の社債	376,000	356,000
1年内返済予定の長期借入金	226,000	230,008
未払法人税等	27,638	50,461
株式給付引当金	6,122	36,395
賞与引当金	8,500	40,146
返品廃棄損失引当金	3,000	2,351
その他	435,254	436,788
流動負債合計	2,091,797	1,988,482
固定負債		
社債	514,000	248,000
長期借入金	715,000	740,490
役員株式給付引当金	29,309	29,309
その他	19,844	14,882
固定負債合計	1,278,153	1,032,681
負債合計	3,369,950	3,021,163
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,304,200	1,304,200
資本剰余金	1,564,970	1,564,970
利益剰余金	1,564,121	1,192,349
自己株式	2,811,748	2,805,389
株主資本合計	1,621,542	1,256,131
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,157	1,213
土地再評価差額金	117,871	117,871
評価・換算差額等合計	120,029	119,085
新株予約権	-	5,497
純資産合計	1,501,513	1,142,542
負債純資産合計	4,871,463	4,163,706

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年12月31日)
売上高	2,509,410	2,178,566
売上原価	654,724	838,420
売上総利益	1,854,686	1,340,146
販売費及び一般管理費	2,149,953	1,727,894
営業損失()	295,266	387,748
営業外収益		
受取利息	9,361	7,065
受取配当金	385	361
受取賃貸料	36,569	15,458
業務受託手数料	4,864	4,424
雑収入	8,640	8,286
営業外収益合計	59,821	35,596
営業外費用		
支払利息	17,167	17,059
賃貸収入原価	44,756	28,009
雑損失	14,918	14,841
営業外費用合計	76,842	59,910
経常損失()	312,287	412,062
特別利益		
投資不動産売却益	-	138,528
固定資産売却益	-	1,284
特別利益合計	-	139,812
特別損失		
投資不動産売却損	48	6,862
投資有価証券売却損	-	555
投資有価証券評価損	-	1
減損損失	-	13,590
特別損失合計	48	21,009
税引前四半期純損失()	312,335	293,259
法人税、住民税及び事業税	8,933	14,477
法人税等調整額	51,814	64,034
法人税等合計	42,880	78,511
四半期純損失()	269,455	371,771

【注記事項】

(追加情報)

1. 従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 「従業員向け株式交付信託」の概要

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員（以下、「従業員」といいます。）の当社業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式交付信託」を導入いたしました。

当社は、従業員向けインセンティブ・プランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、本制度の導入を検討してまいりました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、信託を通じて当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して、当社取締役会が定める従業員株式交付規程に従い、従業員の職位や会社業績等に応じて、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランであります。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末437,731千円、55,409株、当第3四半期会計期間末431,371千円、54,604株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

2. 役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」の概要

当社は、平成29年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役（以下「取締役」といいます。）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」を導入いたしました。

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績等の一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度として、「役員向け株式交付信託」を導入いたしました。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末367,863千円、46,565株、当第3四半期会計期間末367,863千円、46,565株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

3. 財務制限条項

当社は、平成30年8月及び平成31年3月締結の横浜銀行との長期借入金契約において、財務制限条項が付されています。これらの契約に基づく当第3四半期会計期間末の借入金残高は、次のとおりです。

(1) 平成30年8月締結の横浜銀行との長期借入金契約

契約金額	600,000千円
借入実行総額	600,000千円
当第3四半期会計期間末借入金残高	406,500千円
期間	7年

なお、下記又はの財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失します。

貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は平成30年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

損益計算書上の経常損益につき2期（通期）連続して損失を計上しないこと。

(2) 平成31年3月締結の横浜銀行との長期借入金契約

契約金額	400,000千円
借入実行総額	400,000千円
当第3四半期会計期間末借入金残高	260,000千円
期間	5年

なお、下記又はの財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失します。

貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は平成30年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

損益計算書上の経常損益につき2期（通期）連続して損失を計上しないこと。

4. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

前事業年度の有価証券報告書の（追加情報）に記載しました新型コロナウイルス感染症の影響や収束時期等を含む仮定及び会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

（四半期損益計算書関係）

売上高の季節的変動

前第3四半期累計期間（自平成31年4月1日至令和元年12月31日）及び当第3四半期累計期間（自令和2年4月1日至令和2年12月31日）

当社は、主として第2四半期会計期間及び第4四半期会計期間に集中して売上高が発生するため、通常、第1四半期会計期間及び第3四半期会計期間の売上高は、他の四半期会計期間の売上高と比べ著しく低くなっております。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 （自平成31年4月1日 至令和元年12月31日）	当第3四半期累計期間 （自令和2年4月1日 至令和2年12月31日）
減価償却費	69,097千円	80,165千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成31年4月1日至令和元年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第3四半期累計期間において、四半期純損失269,455千円を計上しました。この結果、当第3四半期累計期間において、利益剰余金が269,455千円減少しました。また、従業員及び役員に対する株式給付制度に基づき、株式給付を行ったこと等により、自己株式が66,392千円減少しました。その結果、当第3四半期会計期間末において、株主資本は1,306,181千円となり、前年事業年度末比203,062千円減少しております。

当第3四半期累計期間(自令和2年4月1日至令和2年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第3四半期累計期間において、四半期純損失371,771千円を計上しました。この結果、当第3四半期累計期間において、利益剰余金が371,771千円減少しました。また、従業員及び役員に対する株式給付制度に基づき、株式給付を行ったこと等により、自己株式が6,359千円減少しました。その結果、当第3四半期会計期間末において、株主資本は1,256,131千円となり、前年事業年度末比365,411千円減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、化粧品製造・販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自令和2年4月1日 至令和2年12月31日)
1株当たり四半期純損失()	75円69銭	102円09銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	269,455	371,771
普通株主に帰属しない金額(千円)	22,500	22,500
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	291,955	394,271
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,857	3,861
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	第1回新株予約権及び第2回新株予約権(新株予約権の数9,800個(普通株式980,000株)) なお、概要は、「第3提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

- (注) 1. 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員向け株式交付信託が所有する当社株式(前第3四半期累計期間58千株、当第3四半期累計期

間55千株)、及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式(前第3四半期累計期間47千株、当第3四半期累計期間46千株)を控除して算定しております。

- 3.1株当たり四半期純損失は、四半期純損益からA種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。

(重要な後発事象)

当社が、令和2年11月30日に発行しました自己株式を活用した第三者割当の方法による第1回新株予約権(行使価額修正条項付、以下「本第1回新株予約権」といいます。)について、令和3年1月1日から同年2月11日の期間において、以下のとおり大量行使がありました。

1. 銘柄名	本第1回新株予約権
2. 令和3年1月初からの行使株式数	50,000株
3. 令和3年1月初からの行使された新株予約権の数及び発行総数に対する行使比率	500個(発行総数の10.00%)
4. 令和2年12月末時点における未行使残存個数(株式数)	5,000個(500,000株)
5. 令和3年2月11日時点における未行使残存個数(株式数)	4,500個(450,000株)

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年2月12日

株式会社アイビー化粧品

取締役会 御中

東光監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 勝 伸一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 治 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイビー化粧品の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第46期事業年度の第3四半期会計期間（令和2年10月1日から令和2年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイビー化粧品の令和2年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。